

沖縄県警察水上安全対策室設置要綱の制定について

(令和3年3月31日沖例規地第4号/務第12号)

改正 令和4年3月31日沖例規務第7号 令和5年3月31日沖例規務第5号

海域及び内水域におけるスポーツ、レクリエーション等に伴う水難等の事故を防止し、遊泳者その他の海域等利用者の生命、身体及び財産の保護を図るための取組等を強力に推進するため、別添のとおり「沖縄県警察水上安全対策室設置要綱」を制定し、令和3年4月1日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

別添

沖縄県警察水上安全対策室設置要綱

第1 設置

地域部地域課（以下「地域課」という。）に沖縄県警察水上安全対策室（以下「対策室」という。）を設置する。

第2 任務

対策室の任務は、次に掲げるものとする。

- (1) 沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（平成5年沖縄県条例第29号）の施行に関すること。
- (2) 警察用船舶の運用に関すること。
- (3) 水難事故における人命の救助及び事故の防止に関すること。

第3 構成

- 1 対策室は、室長及び室員で構成する。
- 2 室長は、地域課調査官をもって充てる。
- 3 室員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 地域課課長補佐（水上安全対策担当）
 - (2) 地域課水上安全対策第一係長
 - (3) 地域課水上安全対策第二係長
 - (4) 地域課水上安全対策第一係員
 - (5) 地域課水上安全対策第二係員

第4 運営

- 1 室長は、対策室の事務を総括し、関係所属との連絡調整及び必要な指導を行う。
- 2 室員は関係所属との連携に配慮しつつ、事務処理に当たる。

第5 庶務

対策室の庶務は、地域課水上安全対策第一係及び地域課水上安全対策第二係において処理する。

附 則

附 則（令和4年3月31日沖例規務第7号）

附 則（令和5年3月31日沖例規務第5号）